

令和2年泉北水道企業団議会第1回定例会会議録

令和2年2月4日（火）午前10時 泉北水道企業団議会第1回定例会を泉北水道企業団信太山事務所に招集した。

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 村岡 均	2番 谷野 司
3番 野田 悦子	5番 高橋 登
6番 森下 巖	7番 スペル・デルフィン
8番 早乙女 実	9番 遠藤 隆志
10番 飯阪 光典	12番 松田 亜季
13番 阪口 茂	14番 木戸 晃
15番 畑中 政昭	16番 森 博英

1. 欠席議員は次のとおりである。

11番 友田 博文

1. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	監査報告 第1号 例月出納検査の結果について（9月分）
日程第4	監査報告 第2号 例月出納検査の結果について（10月分）
日程第5	監査報告 第3号 例月出納検査の結果について（11月分）
日程第6	議案 第1号 泉北水道企業団議会議員の議員報酬等に関する条例及び泉北水道企業団企業長及び副企業長の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第7	議案 第2号 令和2年度泉北水道企業団水道事業会計予算について

1. 地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求め出席した者は次のとおりである。

企 業 長	辻 宏康	副 企 業 長	南出 賢一
副 企 業 長	阪口 伸六	監 査 委 員	原口 裕見
和泉市上下水道部長	森下 幸彦	泉大津市都市政策部長	朝尾 勝次
高石市土木部長	藤原 通晃		
泉北水道企業団 水道事業所長	高藤 易元	泉北水道企業団 水道事業所次長	山口 和久
泉北水道企業団 水道事業所次長	中川 尚	泉北水道企業団 浄配水課長	山田 佳彦
泉北水道企業団 庶務課長	近藤 康博	泉北水道企業団 浄配水課長補佐	山口 忠賜
泉北水道企業団 庶務課長補佐 兼庶務係長	岩田 伴江		

1. 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

泉北水道企業団 水道事業所次長	山口 和久	泉北水道企業団 水道事業所次長	中川 尚
--------------------	-------	--------------------	------

令和2年2月4日（火）午前10時開会

○議長（高橋登君） おはようございます。

たいへん長らくお待たせいたしました。

本日は、公私何かとお忙しいところ、本会議に御出席いただきありがとうございます。

それでは、事務局より本日の出席議員について報告をいたさせます。

はい、事務局。

○水道事業所次長（山口和久君） 次長の山口でございます。

御報告申し上げます。本日は和泉市の友田議員より議長宛てに欠席届が出されておりまして、本日の出席議員数は14名でございます。

以上でございます。

○議長（高橋登君） ただいま御報告をいただきましたとおり出席議員は14名をもちまして、会議が成立しておりますので、これより令和2年泉北水道企業団議会第1回定例会を開会いたします。

会議に先立ちまして、辻企業長より開会にあたりましての挨拶の申し出がございますので、これを許可することにいたします。

辻企業長。

○企業長（辻宏康君） 皆様おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和2年泉北水道企業団議会第1回定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方には、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。また、平素より当企業団の運営につきまして、御支援御協力をいただき、重ねてお礼を申し上げます。

なお、本日の定例会に御提案申し上げております諸議案につきましては、例月出納検査の結果報告及び条例の一部改正並びに令和2年度予算でございます。

何とぞ、慎重御審議をいただきまして、御決定御承認を賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（高橋登君） 辻企業長の挨拶が終わりました。

それでは、ただいまより会議を開催いたします。

本日の議事日程についてでございますが、あらかじめ議会運営委員会の御内意をいただいておりますので、お手元の日程により議事を進めてまいりたいと存じます、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（高橋登君） 異議なしのお声がございますので、お手元の日程どおり議事に入らせていただきたいと思います。

それでは、議事日程に従いまして、日程第1会議録署名議員の指名についてを議題といたします。指名につきましては、会議規則第102条の規定によりまして、本日の会議録署名議員を私より御指名を申し上げます。

12番、松田亜季議員、13番、阪口茂議員、以上の御両名によりしくお願いをいたします。

それでは、日程第2会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、本日1日と定めたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（高橋登君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期につきましては、本日1日と定めることに決定をいたしました。

次に、日程第3監査報告第1号例月出納検査の結果についてより、日程第5監査報告第3号例月出納検査の結果についての3議案はそれぞれ関連がございますので、一括議題とさせていただきます。

本件につきましては、すでに議員各位に御送付を申し上げておりますとおり、令和元年9月分から令和元年11月分の各月末現在の現金出納状況等の結果報告でございます。

つきましては、お目通し願っておることと存じますので、何か御質問等ございましたら承りたいと思いますが、御質問等ございますか。

(なしの声あり)

○議長（高橋登君） ないようでございますので、本件につきましては、これもちまして終わらせていただきます。

続きまして、日程第6議案第1号泉北水道企業団議会議員の議員報酬等に関する条例及び泉北水道企業団企業長及び副企業長の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

それでは、理事者より提案理由の説明をお願いをいたします。

○水道事業所長（高藤易元君） 所長の高藤でございます。

ただいま、議題となりました議案第1号泉北水道企業団議会議員の議員報酬等に関する条例及び泉北水道企業団企業長及び副企業長の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

まず改正の理由でございますが、令和元年の人事院勧告において、国家公

務員の給与改定が勧告されたことに伴い、構成3市の動向等に鑑み、本企業団議会議員及び企業長、副企業長の給与に関する条例においても所要の措置を講じようとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、参考資料の新旧対照表に基づきまして御説明申し上げます。

まず、企業団議会議員に係る期末手当の支給率について、第1条関係でございます。

第5条第2項の企業団議会議員に係る期末手当の支給率について、12月1日を基準日とする支給率「100分の227.5」を「100分の232.5」に改めるものでございます。

次に、企業団議会議員に係る期末手当の支給率について、第2条関係でございます。

第5条第2項の、企業団議会議員に係る期末手当の支給率について、6月1日を基準日とする支給率「100分の212.5」12月1日を基準日とする支給率「100分の232.5」を「100分の222.5」にそれぞれ改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。泉北水道企業団企業長及び副企業長の給与に関する条例の一部改正、第3条関係でございます。

第4条第2項の企業長及び副企業長に係る期末手当の支給率について、12月1日を基準日とする支給率「100分の227.5」を「100分の232.5」に改めるものでございます。

次に、泉北水道企業団企業長及び副企業長の給与に関する条例の一部改正、第4条関係でございます。

第4条第2項の企業長及び副企業長に係る期末手当の支給率について、6月1日を基準日とする支給率「100分の212.5」12月1日を基準日とする支給率「100分の232.5」を「100分の222.5」にそれぞれ改めるものでございます。

続きまして、条例第1号のページに戻っていただきまして、附則でございます。

条例の施行日等を規定しておりまして、第1項は本条例を公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項、第1条及び第3条の規定につきましては、令和元年12月1日から適用するものでございます。

次に、第3項は改正前の議会議員に支給された報酬等及び改正前の企業長及び副企業長に支給された給与等については、条例改正後の内払いとみなすものでございます。

次に、第4項は委任規定でございまして、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定めるものとするものでございます。

以上、泉北水道企業団議会議員の議員報酬等に関する条例及び泉北水道企業団企業長及び副企業長の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の内容でございます。

よろしく御審議の上、原案どおり御可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（高橋登君） 説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思いますが質疑はございませんか。

（挙手するものあり）

○議長（高橋登君） はい、森下議員

○6番（森下巖君） 6番、森下巖です。

ただいま御説明がありました議案ですが、昨年度も同様の議案が上程されておりまして、その際の議論ではですね、人事院勧告に基づく給与については特別職に当たる、議員、企業長、副企業長においては適用されるという法的な根拠が議論されたわけですけど、その根拠というものは、法的な位置付けですよ、これは答弁の中では示されていませんでした。

また、この提案はですね、市民、住民の理解を得ることはできないということも議論されてですね、本議会において否決をされた訳ですが、あえてまた本年度、同様のこの提案をされた理由についてをお示しをいただけますか、御説明ください。

○議長（高橋登君） はい、近藤庶務課長

○庶務課長（近藤康博君） 庶務課長の近藤でございます。

昨年の議会第1回定例会の議案第1号で上程しました分は、平成30年の人事院勧告を受け、職員と同様に期末手当の率を変更しようとしたものであります。

今回上程しております分は令和元年の人事院勧告を受け、新ためて上程したものであり、昨年、否決された議案をもう1度という訳ではございません。

また、条例の改正が必要な案件でございますので、議会で審議をしていただく必要があると判断し、上程した次第でございます。以上でございます。

○議長（高橋登君） はい、森下議員

○6番（森下巖君） はい、まあ年度がかわって、改めてということですが、あくまでも、御提案をいただくということであれば、法的な根拠をですね、昨年も議論になりましたが、この事を示す必要があるというふうに思いますが、その根拠というものを御説明をすることは改めてできますか。

○議長（高橋登君） はい、近藤庶務課長

○庶務課長（近藤康博君） 庶務課長の近藤でございます。

泉北水道企業団の議員及び特別職について、人事院の給与勧告を実施する理由でございますが、泉北水道企業団の職員の給与等につきましては、母市

であります和泉市の企業職員の例によることが規程で定められており、今回、和泉市においては人事院の給与勧告の実施により、職員及び議員並びに特別職の給与及び報酬の改定を従前どおり行っております。

このようなことから、当企業団の議員及び特別職につきましても、関係3市の動向を考慮した上で、職員と同様の基準で対応を行おうとしている次第でございます。以上でございます。

○議長（高橋登君） はい、森下議員

○6番（森下巖君） はい、まあ和泉市にならうというのは、去年の議論の焼き増しみたいになるんですけども、職員はですね、和泉市にならうということで条例にも明記をされていますけども、企業長及び副企業長、議員については、そういった仕組みといたしますか、なっていないということが去年も議論をされています。

ですから法的な根拠も示すことができないということございまして、本来、人事院勧告において直接影響を与えるのは職員についてであり、その点は、今申し上げたように和泉市に準ずるということです。

ですから、この議会の審議に、改めて上げていくということになると思いますけど、去年、否決をされたにもかかわらずですね、今回も同様の議員及び企業長、そして副企業長の報酬の引き上げを提案されたこの中身というものがですね、やはり私は根拠がしっかりと示されているわけではないということで、和泉市にならうということについても、これは職員の場合であってですね、議員及び企業長、副企業長はそういった根拠がない、どこにもないということも申し上げまして、質問は終わります。

○議長（高橋登君） 他にございますか。

（なしの声あり）

○議長（高橋登君） 他にないようでございますので、これで質疑を終結をしたいと思います。

これより討論に入りたいと思います。討論のある方は挙手を願います。

（挙手するものあり）

○議長（高橋登君） はい、野田議員

○3番（野田悦子君） はい、3番、野田悦子でございます。

今の泉北水道企業団議会議員の議員報酬等に関する条例及び泉北水道企業団企業長及び副企業長の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の案につきまして反対の立場より一言申し上げます。

議員並びに企業長及び副企業長の給与などに関しましては母市である泉

大津市でも、これまで申し上げてまいりました。

人事院勧告による安易な報酬増をしてはならないというふうに考えております。

まず、昨年度否決をされて報酬アップがなかった、それも議論を尽くされたというふうに聞いております。

その中にありまして、まず企業長及び副企業長のほうで、この議題を上げてこないという選択もあったわけでございます。

そうではなく、上がってきた限りであれば、この議会で決めていくことが正しいと思っておりますが、皆様方におかれましても、自分たちの給与を人事院勧告にならって、そのまま上げていいのかということ、今一度考えていただきまして、別の種類の報酬であります、そちらに関しましては、今回の改正に伴うような、改正に上げられているようなアップをそのまま進めていくのではなく襟を正して、自分たちが頂けるだけの報酬はちゃんと頂いているのだという、それにならうような職責を果たしていくことが、求められているということを申し上げまして、反対の立場から討論をさせていただきます。以上です。

○議長（高橋登君） はい、他に討論ございますか。

はい、飯阪議員

○10番（飯阪光典君） はい、10番、飯阪光典です、よろしく願いいたします。

議案第1号泉北水道企業団議会議員の議員報酬に関する条例及び泉北水道企業団企業長及び副企業長の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場から討論いたします。

本議案は人事院勧告に基づいて改正される条例案であると認識しております。

そもそも、人事院勧告制度は労働基本権制約の代償措置として、情勢適用の原則に基づき、国家公務員の適正な処遇を確保し、職員の努力や実績に報いるとともに、人材確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものであり、我々議員に適用されるべきものではありません。

これらを鑑み、人事院勧告の適用は議員や特別職を除く公務員だけにすべきものです。

また、我々議員の報酬は人事院に勧告され決定されるものではないことから、今回上程されました議案第1号に対し反対をいたします。

以上です。

○議長（高橋登君） はい、他にございますか。

(なしの声あり)

○議長（高橋登君） 他にないようでございますので討論はこれで終結をしたいというふうに思います。

反対の御意見がございますのでこれより採決をいたします。

お諮りをいたします。日程第6議案第1号泉北水道企業団議会議員の議員報酬等に関する条例及び泉北水道企業団企業長及び副企業長の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、起立により採決をいたしたいと思っております。

本件を原案どおり可決することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

（起立少数）

○議長（高橋登君） 起立少数でございます。よって、日程第6議案第1号泉北水道企業団議会議員の議員報酬等に関する条例及び泉北水道企業団企業長及び副企業長の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、否決をされました。以上でございます。

続きまして日程第7議案第2号令和2年度泉北水道企業団水道事業会計予算についてを議題といたします。

理事者に提案理由の説明を願います。

はい、高藤所長

○水道事業所長（高藤易元君） 所長の高藤でございます。

ただいま、議題となりました議案第2号令和2年度泉北水道企業団水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、業務の予定量でございますが、受水市と協議を行いまして、年間総給水量570万 m^3 、一日平均給水量1万5617 m^3 を予定いたしております。

次に第3条、収益的収入及び支出でございます。

収入につきましては、第1款、水道事業収益3億5976万9000円を計上いたしております。この内訳でございますが、第1項、営業収益で給水収益3億5864万4000円、第2項、営業外収益で(株)KDDIの携帯電話基地局設置による土地賃貸料等で112万5000円でございます。

次に支出でございます。第1款、水道事業費用として3億5715万7000円を計上いたしております。

この内訳といたしまして、第1項、営業費用として受水に係る原水費、職員給与費等を含めた浄水及び送配水費、総係費、議会費及び減価償却費等で3億4672万5000円、第2項、営業外費用として、消費税等で1033万2000円、第3項、予備費として10万円を計上いたしております。

2ページに移りまして、第4条の資本的収入及び支出でございます、収入の第1款、資本的収入につきましてはございません。

支出では、第1款、資本的支出2035万円を計上しております。

これは、水道施設の維持管理費としての建設改良費でございます。

次に第5条では、一時借入金の限度額を2000万円と定め、第6条では、各経

費の流用事項について定めております。

次に、3ページに移りまして、第7条では、議会の議決事項を必要とする流用事項を定めているもので職員の給与費1億234万円及び交際費2万円でございます。

第8条では、たな卸資産の購入限度額を347万7000円と定めたものでございます。

以上が令和2年度泉北水道企業団、水道事業会計予算についての概要でございます。

なお、詳細につきましては、4ページ以降に予算実施計画及び予定キャッシュフロー計算書ほか各資料を添付しておりますので、御参照いただき、よろしく御審議のうえ、原案どおり御可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（高橋登君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(挙手するものあり)

○議長（高橋登君） はい、遠藤議員

○9番（遠藤隆志君） はい、9番、遠藤でございます。

予算書29ページ、受水費7994万3000円とありますが、これにつきまして、どのような支出なのかお聞かせをください。

○議長（高橋登君） はい、山口次長

○水道事業所次長（山口和久君） はい、次長の山口でございます。

原水の受水費として、光明池土地改良区に支払う費用を計上しております。以上でございます。

○議長（高橋登君） はい、遠藤議員

○9番（遠藤隆志君） はい、わかりました。

そしたら、次にですね、予算に関連をしてお聞きをいたします。

昨年12月に、光明池土地改良区から、企業長、副企業長宛てに「泉北水道企業団の存続に向けて」の意見書が出されたとのことで、高橋議長から、その写しを頂いております。

そこで、数点、確認のためにお聞きをいたします。

平成28年12月に、企業団と光明池土地改良区との間で、今後の方向については一緒に検討することとし、平成32年度末までに資料を整え、その後5年間かけて、存続または廃止について検討をおこなうとの内容であったと記載されておりますが、企業団の見解をお聞きいたします。

○議長（高橋登君） はい、山口次長

○水道事業所次長（山口和久君） 次長の山口でございます。

当時、事業の広域化についての検討に際して、光明池土地改良区に協力を依頼した経緯はございますが、平成27年度に企業団が作成しました「広域化に関する計画策定業務」のロードマップでは、用水供給事業は32年度末までとしており、土地改良区が言われる32年度から5年間かけて存廃を検討するとはなっておりませんので、見解が大きく違っております。

なお、このロードマップは、昨年2月の議員全員協議会でお示ししたものと同様のものでございます。以上でございます。

○議長（高橋登君） はい、遠藤議員

○9番（遠藤隆志君） はい、わかりました。

そしたら、次にですね、光明池土地改良区では、3市水道行政及び企業団の水道事業に最大限協力するために、昭和37年に惣ヶ池の堤体の嵩上げ工事をおこない、さらにその後、昭和41年には槇尾川からの取水口及び光明池までの導水路の拡張や光明池の整備による貯水量の拡大を行った、とありますが、これについての見解をお願いします。

○議長（高橋登君） はい、山口次長

○水道事業所次長（山口和久君） 次長の山口でございます。

惣ヶ池堤体の嵩上げ工事につきましては、当企業団が全額費用を負担しております。

また、取水口、導水路の拡張や、貯水量拡大のための光明池の整備等につきましては、光明池土地改良区が行う農業のための土地改良事業であると認識しております。以上でございます。

○議長（高橋登君） はい、遠藤議員

○9番（遠藤隆志君） はい、わかりました。

では最後にお聞きをいたしますが、本区は3市との協力のもとに、貴企業団施設の補修のため、国土強靱化補助金の確保を厚生労働省、国土交通省に対し働きかけ、要望を行ったとありますが、共同して補助要望を行ってきたのかについて御答弁願います。

○議長（高橋登君） はい、山口次長

○水道事業所次長（山口和久君） 次長の山口でございます。

光明池土地改良区が補助金確保に関して要望を行ったことにつきまして

は承知しておりませんし、当企業団から同改良区にお願いした経緯もございません。以上でございます。

○議長（高橋登君） はい、遠藤議員

○9番（遠藤隆志君） はい、ありがとうございます。
確認できましたので、質問を終わらせていただきます。
ありがとうございます。

○議長（高橋登君） 他にございますか。
はい、畑中議員

○15番（畑中政昭君） はい、15番、畑中でございます。
おはようございます、私も予算について何点か御質問させていただきます。
よろしくお願いいたします。
まず、4ページの営業収益で3億5864万4000円について、3市の料金の内訳を教えてくださいたいです。

○議長（高橋登君） はい、近藤庶務課長

○庶務課長（近藤康博君） はい、庶務課長の近藤でございます。
予算書4ページ営業収益3億5864万4000円の内訳といたしましては、3市からの給水収益で、泉大津市1億3771万9296円、和泉市1億1333万1504円、高石市1億759万3200円となっております。以上でございます。

○議長（高橋登君） はい、畑中議員

○15番（畑中政昭君） はい、まあ30%から40%ぐらいの構成比で内訳があるということで、給水されているということですね。
はい、わかりました。
続きまして、提案説明にもありましたけれども、35ページの営業設備費、この内容も少し詳しく教えてくださいたいと思います。

○議長（高橋登君） はい、山田浄配水課長

○浄配水課長（山田佳彦君） はい、浄配水課長の山田でございます。
営業設備費の内訳でございますが、ポンプ2台とベルトコンベア1台を予定しております。以上でございます。

○議長（高橋登君） はい、畑中議員

○15番（畑中政昭君） ありがとうございます。

そこで、ろ過池の話だと思っんですけども、緩速ろ過の構造について、ちょっとお尋ねをさせていただきます。

と言いますのも、先ほど遠藤議員からもありましたように要望書が高橋議長を通じて我々の手元にも届いております。

そしてまた、このように厚生労働省の水道施設設計指針というものがありまして、その中ではですね、中本教授と同様の指摘がされておりました、例えば水深の標準は90センチから120センチ、砂層の標準は70センチから90センチというふうに示されております。

要望書の中にも、水深が深く砂がほとんどない状態であった、つまりここから、いろいろ推察をすると、緩速ろ過の機能がフルに活用できてないんじゃないか、という推測もできるんですけども、その点を確認するために当企業団の水深と砂層はそれぞれ何センチになっているか、これを教えてください。

○議長（高橋登君） はい、山田浄配水課長

○浄配水課長（山田佳彦君） はい、浄配水課長の山田でございます。

ろ過池の水深でございますが、170センチから190センチ程度となっております。また砂層につきましては73センチから55センチとなっております。

以上でございます。

○議長（高橋登君） はい、畑中議員

○15番（畑中政昭君） これはご指摘どおり水深が深くて、砂がほとんどない状態かどうかはあれですけども、砂層が77センチということで、標準を満たしている場合もあれば、下回っている場合もあるということですね。

はい、わかりました。

緩速ろ過が存続できるんじゃないかというような内容がですね、この要望書にもあるので、その点をしっかりと確認していかないと、今まで我々が受けてきた説明とは覆ることになってしまうので、その点をちゃんと確認させていただきたいと思います。

先ほど、私が御案内申し上げました中本教授ですね、この企業団を視察されたというふうに新聞報道でも拝見しました。

その時に、要望書に書いておられますのは、企業団が言われるような、大規模な改修は不要だ、補修によって施設の継続使用が可能だ、という意見をいただいております。

要約すると70億円もの費用を要するような大規模改修の必要性は全くない、という意見だと受け止めますけども、企業団はどういった見解をお持ちなのか教えてください。

○議長（高橋登君） はい、中川次長

○水道事業所次長（中川尚君） はい、次長の中川でございます。

昨年7月に高石市の山敷議員からの依頼により、中本教授が急遽、泉北水道企業団に視察に訪れました。

生物学見地からの視察が主な内容となっております、土木の見地から診断されたわけではございません。

表面的に一見されただけで、大規模な改修は不要、継続使用は可能と言われても受け入れがたいことでございます。

企業団としては平成26年度にろ過池の更生工事を行う際、全ろ過池を点検したところ、漏水が著しく、施設の維持については耐用限界を迎えていると判断しているところでございます。以上でございます。

○議長（高橋登君） はい、畑中議員

○15番（畑中政昭君） はい、企業団の見解はお聞きさせていただきました。

もう1つですね、存廃問題について1番問題になってくるのは、安全保障の問題だと思っております。そういった観点から質問します。

平成29年の5月12日に国土審議会から水の安定供給に向けた答申が出ています。それにはですね、水資源の開発を需要主導型からリスク管理型へ転換しましょうというふうに答申が出ております。

中でも、既存の施設の徹底活用というものがあげられておまして、今までの広域化、効率化から少し違った水資源へのアプローチが、この国土交通省では明記されてるわけでございますけども、これについての見解をお聞かせください。

○議長（高橋登君） はい、中川次長

○水道事業所次長（中川尚君） はい、次長の中川でございます。

災害時の対応といたしましては、大阪広域水道企業団や3市においても、施設及び送水管の耐震化や配水池への貯水対策など、災害時の備えが進められております。

一方、信太山浄水場を災害時に有効な施設とするためには、光明池から約4.5キロの導水路の耐震化など、さらなる対策が必要となることから、約70億円の更新費用に加えてさらに多額の費用を要し、決して現実的な方法ではないと考えております。以上でございます。

○議長（高橋登君） はい、畑中議員

○15番（畑中政昭君） はい、わかりました。

現実的ではないということなんですけども、一方で安全保障をどうしていくのかというのは泉北水道企業団がお考えになるのか、もしくは構成3市がそれぞれお考えになるのか、というところはあるとは思いますが、関わりの深いところなので、しっかりとその点は、廃止をされるのであれば安

全保障というところを担保していただきたいと思います。

要望書の内容に戻ります。

この中で、泉大津市、和泉市、高石市の3市は、本施設を活用することにより、平成5年以降少なくとも32億円以上の利益を上げているというふうに書かれていますがこの利益というものは、どのようなものなのか、おわかりになるのであれば教えていただきたいと思います。

それと、もう1点、企業団が廃止されて、3市への用水供給がなくなったら、必然と大阪府営水を購入することとなり、その結果、単価の差額により32億円も増加し、水道料金が大幅増になると書かれています。

つまり、廃止することによって負担が大きくなる、というふうに書かれておるわけです。

しかし、私たちが受けている説明は、先ほども70億円の話とプラス4.5キロの耐震化のお話ありましたが、私たちが受けている説明は、存続することによって、高度処理でも緩速ろ過であっても、施設の更新と管路の耐震化で市民の負担が増えるという説明を受けているので、この要望書の内容と皆さんがやられている説明で食い違っておりますので、その点をしっかりと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（高橋登君） はい、中川次長

○水道事業所次長（中川尚君） はい、次長の中川でございます。

最初の32億円の利益でございますが、泉北水道企業団は昭和37年に送水を開始し、平成4年までは当時の大阪府営水道と供給単価に差がありませんでしたが、府営水道が平成5年に大幅な料金値上げを行ったことから効果額が生じたため、利益を上げているとの表現をしているものと思われま

す。確かに泉北水道の用水送水量を府営水道との差額を乗じて年度別に積算すると約32億円の差額となりますが、関係3市の予算上では泉北水道企業団からの受水費も想定して計上していることから、差額が生じても利益としているものではなく、3市の市民に安価な水を供給しているものでございます。

次に、単価差による32億円の増加というところでございますが、受水費の差額32億円の算出方法につきましては、泉北水道企業団の用水供給を現状施設に軽微な補修をおこなうだけで、この先30年間継続して運用し、年間590万m³を送水し続けたとして、泉北水道の供給単価57.2円、大阪府営水道の旧の供給単価75円の差額18円を効果額として、30年間運用すると約32億円の効果額になるとのことであると推測いたします。

現状の施設を更新するとなれば、むしろ大阪府営水道、現大阪広域水道企業団の供給単価を上回ると考えております。以上でございます。

○議長（高橋登君） はい、畑中議員

○15番（畑中政昭君） まあ相殺されるということですね、わかりました。もう1点なんですけど、要望書の2ページ目の、大阪府から改修は緩速ろ

過方式の施設更新でもいいとされているとのこと。これも、我々が受けてきた説明とは食い違ってるんですね。

大阪府から、緩速ろ過ではいけないという前提に立って70億円の施設改修費が必要という説明を受けております。

なので、ここで、しっかりと確認させていただきます。

まず、大阪府は緩速ろ過では継続できないという見解なのか、また、廃止するよう指導があるのか、そして、継続するうえでの条件が提示されているのか、こういった確認が口頭のものなのか、それであれば、いつ行われたのか、そういった大阪府とのやり取りについて教えていただきたいと思っております。

○議長（高橋登君） はい、中川次長

○水道事業所次長（中川尚君） はい、次長の中川でございます。

信太山浄水場の更新において、ろ過方式については、緩速ろ過方式や急速ろ過方式のどちらかの更新がよいとの回答はいただいておりますが、現状の信太山浄水場を鑑みる中、ろ過池の運転状況では冬場にはろ過能力が非常に落ちる、また、大雨等によって濁色度の高い時には処理量が落ちるなど、安定的とはいえない状況にあるとの見解を大阪府からいただいております。以上でございます。

○議長（高橋登君） はい、畑中議員

○15番（畑中政昭君） はい、わかりました。

これについては、いろんな情報が錯綜しているので、我々、市民に説明する立場として、情報が錯綜してたら裏取りしていかないといけないので、そういったところでちゃんと教えていただきたかったんですけども、一定理解はできました。

最後に、要望というか検討していただきたいものがございます。

存続するのか、廃止するのか、というところはこれから、議決等で我々は判断していかなくてはならないところに立たされているんですけども、議員の視察って要りますかっていう話なんですね。

去年は静岡県の浄水場を見に行かせていただき、非常に勉強になりました。本当にありがたかったです。

ただ、やはり、企業団として廃止に向けて検討されている中で、我々が視察をして、それを市民が理解できるのかなと私は思っていますので、その点は議会のほうで検討しないといけない案件だとは思いますが、この場をお借りして問題提起をさせていただいて私の質問を終わっておきます。

ありがとうございました。

○議長（高橋登君） はい、他にございますか。

はい、木戸議員

○14番（木戸晃君） はい、木戸です。
質問させていただきます。
端的に、建設改良費の2035万円の内訳を教えてください。

○議長（高橋登君） はい、山田浄配水課長

○浄配水課長（山田佳彦君） はい、浄配水課長の山田でございます。
建設改良費の内訳でございますが、ポンプ2台とベルトコンベアー1台で2035万円となっております。以上でございます。

○議長（高橋登君） はい、木戸議員

○14番（木戸晃君） これは要するに取水ポンプの取りかえですね、そういうことでいいですよ、これは毎回上がってきて、その都度、ここでも教えていただいているんですけども、この中に当然ながら、今回、老朽管と言いますか、対策工事というものは入っていないわけですけども、このいきさつを教えてくださいませんか。

○議長（高橋登君） はい、高藤所長

○水道事業所長（高藤易元君） 所長の高藤でございます。
老朽管の取りかえ工事という部分については、この中には入っておりません。これまでも、老朽管の更新というかたちでは予算に上げたということはありません。
御承知のように、当初、暫定施設というかたちで開始している施設でございますので、老朽管の更新というかたちでは、今まで上げたことはないということでございます。以上でございます。

○議長（高橋登君） はい、木戸議員

○14番（木戸晃君） まあ、老朽管というものが、大きな問題になって、1つはですね、この統廃合の廃のほうに踏み切られるということのを伺ったわけなんですけども、当然ながらほかの、我々、高石ですね、高石のほうの部分ですね、土生から以降の高石の部分などは高石の水道のほうでも当然ながら耐震工事をやっています。各市もそうだと思いますけど。広域水道企業団も当然、そちらのほうも耐震工事をなさっていると思うので、ずっとここの泉北水道企業団がある一定のところまで、自分たちの範疇までの管については、今まで全然対応してこられてなかったということですよ、恐らく。
それがまあ、暫定だということなんですけど、この間いろんな問題があって、特に防災に関しては2次水源が必要なんじゃないか、だとか、いろんな状況が変わってきたわけですよ、変わってきているにもかかわらず、その間の計画は持っていないということ、それから予算も上げてこなかった、と

いうことなんですけど、そういう防災に対する考え方というのはどういうふうな捉え方をしてるんですか。

○議長（高橋登君） はい、高藤所長

○水道事業所長（高藤易元君） 所長の高藤でございます。

防災の部分につきましては、3市で水道事業というかたちでやっていますので、用水供給事業として、こちらのほうから災害時に用水を送るという部分については、先ほどもいろいろと答弁させていただきましたけど、この施設はそういう部分を兼ね備えておりませんので送水はできないだろうというふうに思っております。

それと、関係3市につきましては、災害時に貯水機能を備えるとかいろんな部分で対応していただいているというかたちになっておりますので、災害時対応というかたちでは泉北水道としてはそういうかたちで対応していない部分が実情でございます。以上でございます。

○議長（高橋登君） はい、木戸議員

○14番（木戸晃君） まあ、今ここでそれを言ってもしょうがないかわからないんですけども、基本的に、自分たちの、我々高石のほうなんかでは当然ながら耐震工事をやってるわけですよ、計画に基づいて、昨今これだけのことが言われてきて、今年にスーパー台風が来るかもしれないし、様々な災害において必ず水道管が破損するだとか、そういうものがずっとあってなくてですね、今年に始まったわけじゃないですよ。

それに、一度もそういう議論はされなかったんですか。

その単純に、1回も計画の中に老朽管計画をどうするかというのがないということは暫定だという話だと思うんですが、暫定、という考え方についてはお伺いしたけども、それはどうかといことはまだ調べ切っていないけども、暫定期間が長すぎて、この間、本当にこの防災対策、これで良かったのかということについてはですね、今回も32年、先ほどの見解の違いはあるということでしょうけれど、32年には現に終わるつもりがあるからなのか、それがありきでですね防災対策がされてなかったというのであれば、それは問題だとは思いますが、そういう中でですね、対策を打つということ等はですね、考えられたことはなかったんですか。

議論されたことは1回もないですか、老朽管対策。

○議長（高橋登君） はい、高藤所長

○水道事業所長（高藤易元君） 所長の高藤でございます。

老朽管について検討したことはございません。以上でございます。

○議長（高橋登君） はい、木戸議員

○14番（木戸晃君） だから、それは、暫定だということを常に言われるからですけど、ということはもともと、先ほどの畑中さんとのやり取りでわかってきましたけど、もともと存続させるつもりはなかったわけですよ。

ただ時期をずらしてただけなわけですよ。そうじゃないですか。

それでね、要するに状況はどんどん変わっておるのに、防災に関してもそう、それから中本先生の話もそうですけど、先ほど表面的などこしか見られていないとおっしゃったけども、僕は向こうに行ってきて実際に見たけど、そんな内容じゃないですよ、本当に素晴らしいものでしたよ、信州のほうの浄水場も見てきましたけど、土木的なことの見地からではなくて、表面的だという答えももらったけど、そういう検証も全然せずにですね、いや、してもらったうえでこの計画を進めるというならわかりますよ、こんなに新聞でも報道されてますし、我々も実際見に行っただけ、先生も来てくれたというのに、表面的でということですね、結局、今回見たら、なんらそこら辺の問題については出てないということですね、予算上に出てないというのは、これはどうなんだろうと思いますよ。

それで、ともかく防災の2次水源の確保という点においても、それは国からも言われてることですけども、それにおいても、それから緩速ろ過、緩速ろ過と言いましたけども厳密には生物ろ過ですけどね。

全然緩速でもなんでもなく、本当にきちんと勉強したらあんなのはゆっくりじゃないですよ、速くもできるわけですよ、勉強してないから緩速ろ過という言葉を使いまだに使うんだけども生物ろ過ですよ。

内容としたらのはるかにいいもので、むしろ地域の住民にとったら宝であるものをですね、その間、なんら勉強をせずということですね、この予算見ても、なんらそこら辺のところ出ていないということですね、老朽管対策だって本来なら、先生の話聞けば、なぜ老朽管になるのかと言ったら薬品を使うからなんだ、ということで、普通の自然からの管はそんな簡単に潰れないし、もし現実に潰れてるんだとしても、それがどれだけの漏水なんだ、それよりも、漏水の問題の費用のマイナスよりも、はるかに新しい施設を作る方がマイナスですよというぐらい調べ切ってはりましたよ。

まあ、そんなことで、ここの予算については、ほかのこともあるから、あれですけど、是非ね私たちももっと勉強しますし、皆さん方の意向もわからなくてもないですけど、ただ状況がどんどん変わるとということなんですよ。

防災に対する状況、それから現実に調べてみたら素晴らしいものだと。

更新費用が70億というのも、先ほどの話でおかしいのはね、薬品ろ過にするならば70億円という話しか僕らは聞いてないわけですよ。

しかし先ほどお答えの中では、安定供給ができないかもしれないってことは、大阪府からも言われたかもしれないけども、絶対に緩速ろ過で対応してはいけないという答えじゃなかったじゃないですか。

だったら、生物ろ過から生物ろ過になるというのであれば、いったいいくら要りますかっていうのを教えてください。

生物ろ過から薬品ろ過になるから70億円なわけでしょ、すごくお金がかかりますよ。

そうじゃなくて、生物ろ過から生物ろ過にした場合いくらになるのかというのはですね、やっぱり我々としては情報を出してもらわないと、実際、さっきの土地改良区とこれだけ見解が違うんだから。

こんなに見解が違うのが一緒になってやってるんだから、ちゃんとそれぞれの意見を聞くためには、やっぱりそういうふうな公平な資料を出してもらわないと我々は判断できないですよ。

ということですね、申し上げて予算においてはですね、この、そういったことが、防災に関する、それから生物ろ過の素晴らしい点の検証もされてないこととかもあって、これは大変問題だということを申し上げて私の質問を終わります。

○議長（高橋登君） 他にございませんか。

(なしの声あり)

○議長（高橋登君） それでは、質疑がないようでありますので、これで質疑を終わっていきたいと思います。

これより討論に入りたいと思いますけれども、討論のある方は挙手を願います。

(挙手するものなし)

○議長（高橋登君） 討論なしと認め、討論を終結をさせていただきます。

これより採決をいたします。お諮りをいたします。

日程第7議案第2号令和2年度泉北水道企業団水道事業会計予算について、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（高橋登君） 異議がないというふうに認め、日程第7、議案第2号令和2年度泉北水道企業団水道事業会計予算については原案どおり可決することに決定をいたしました。

以上をもちまして、すべての議案審議が終了いたしました。慎重御審議をいただきありがとうございました。

閉会にあたりまして、辻企業長より挨拶の申し出がございますので、これを許可いたします。辻企業長

○企業長（辻宏康君） 議長のお許しをいただきまして、令和2年泉北水道企業団議会第1回定例会の閉会にあたりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本日は定例会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、た

だいまは、すべての議案につきまして慎重な御審議をいただき誠にありがとうございます。

今日は非常に陽気のいいようでございますが、まだ2月も初旬ということでこれから寒さも厳しい日があると思っておりますので、議員の皆様方にはくれぐれも御自愛をいただきまして、ますます、御健勝にて御活躍されますよう心からお祈り申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（高橋登君） 辻企業長の挨拶が終わりました。

以上で令和2年泉北水道企業団議会第1回定例会を閉会いたします。

慎重御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

閉

会

令和2年2月4日 午前10時54分 閉会

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

泉北水道企業団議会議長 高 橋 登

泉北水道企業団議会議員 松 田 亜 季

泉北水道企業団議会議員 阪 口 茂